

第七回国会 衆議院

建設委員会大蔵委員会連合審査会議録第一号

昭和二十五年四月十四日(金曜日)

午前十一時四十五分開議

出席委員

建設委員会

委員長 澤利 三朗君

理事内海 安吉君 理事久野 忠治君

理事田中 角榮君 理事内藤 隆君

理事松井 豊吉君 理事前田榮之助君

理事天野 久君 理事荻原 順造君

井手 光治君 大西 弘君

越智 茂君 瀬戸山三男君

西村 英一君 八百板 正君

増田 連也君 寺崎 覺君

大蔵委員会

委員長 川野 芳滿君

理事岡野 清豪君 理事北澤 直吉君

理事小峯 柳多君 理事小山 長規君

理事島村 一郎君 理事前尾繁三郎君

理事川島 金次君 理事内藤 友明君

大内 一郎君 甲木 保君

鹿野 彦吉君 高間 松吉君

三宅 則義君 田中織之進君

松尾トシ子君 宮腰 喜助君

竹村泰良一君 田島 ひで君

委員外の出席者

議員 巽澤富次郎君

建設事務官(都 八巻淳之輔君)

市局計画課長)

建設委員会専門員 西畑 正倫君

建設委員会専門員 田中 義一君

大蔵委員会専門員 樫木 文也君

大蔵委員会専門員 黒田 久太君

本日の会議に付した事件

熱海国際観光温泉文化都市建設法案

熱海国際観光温泉文化都市建設法案

第一類第十六号(附屬の四) 建設委員会大蔵委員会連合審査会議録第一号 昭和二十五年四月十四日

(島山鶴吉君外三十二名提出、衆法第八号)

伊東国際観光温泉文化都市建設法案

(島山鶴吉君外三十一名提出、衆法第九号)

澤利委員長 これより建設委員会、大蔵委員会連合審査会を開会いたしました。

建設委員長たる私が付託された委員会の委員長としてこの席を汚しますから御了承願います。

熱海国際観光温泉文化都市建設法案及び伊東国際観光温泉文化都市建設法案を一括議題といたし、この際まず提案理由の説明を求めます。

提案者 巽澤富次郎君

熱海国際観光温泉文化都市建設法案

右の議案を提出する。

昭和二十五年三月十日

提出者

島山 鶴吉 天野 公義

有田 二郎 井手 光治

石原 圓吉 植原悦二郎

江崎 真澄 小笠原八十美

尾関 義一 大澤嘉平治

大野 伴隆 岡田 五郎

西畑 明貞 片岡伊三郎

神田 博 木村 公平

金原 舜二 倉石 忠雄

黒澤富次郎 近藤 鶴代

出淵 光一 中村 幸八

永田 節 西村 直巳

野村專太郎 福永 健司

三宅 則義 山本 猛夫

渡邊 良夫 勝間田清一

小松 勇次 河野 金昇

世耕 弘一

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、熱海市の住民の投票に付するものとする。

3 この法律施行の臨現に執行中の熱海都市計画事業は、これを熱海国際観光温泉文化都市建設法案とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しなければならない。

熱海国際観光温泉文化都市建設法案

右の議案を提出する。

昭和二十五年三月十日

提出者

島山 鶴吉 天野 公義

有田 二郎 井手 光治

石原 圓吉 植原悦二郎

江崎 真澄 小笠原八十美

尾関 義一 大澤嘉平治

大野 伴隆 岡田 五郎

西畑 明貞 片岡伊三郎

神田 博 木村 公平

金原 舜二 倉石 忠雄

黒澤富次郎 近藤 鶴代

出淵 光一 中村 幸八

永田 節 西村 直巳

野村專太郎 福永 健司

三宅 則義 山本 猛夫

渡邊 良夫 勝間田清一

小松 勇次 河野 金昇

世耕 弘一

熱海国際観光温泉文化都市建設法

(目的)

第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、熱海市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 熱海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下熱海国際観光温泉文化都市建設計画という)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 熱海国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下熱海国際観光温泉文化都市建設事業という)は、熱海国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、熱海国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考へ、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならぬ。

(特別の助成)

第四條 国は、熱海国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定

にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓與することができる。

(報告)

第五條 熱海国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、熱海国際観光温泉文化都市事業の状況を報告しなければならない。

(熱海市長の責務)

第六條 熱海市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、熱海国際観光温泉文化都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならぬ。

(法律の適用)

第七條 熱海国際観光温泉文化都市建設計画及び熱海国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、熱海市の住民の投票に付するものとする。  
3 この法律施行の際現に執行中の熱海都市計画事業は、これを熱海国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定

による手続を経て、これを変更しなければならない。  
伊東国際観光温泉文化都市建設法案

右の議案を提出する。  
昭和二十五年三月十日

提出者  
高山 鶴吉 天野 公義  
有田 二郎 井手 光治  
石原 圓吉 植原悦二郎  
小笠原八十美 尾関 義一  
大澤嘉平治 大野 伴陸  
岡田 五郎 岡西 明貞  
片岡伊三郎 神田 博  
木村 公平 金原 舜二  
倉石 忠雄 黒澤富次郎  
近藤 鶴代 田淵 光一  
中村 幸八 永田 節  
西村 直巳 野村専太郎  
福永 健司 三宅 則義  
山本 猛夫 渡邊 良夫  
勝間田清一 小松 勇次  
河野 金昇 世耕 弘一

(目的)

第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄與するため、伊東市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 伊東国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下伊東国際観光温泉文化都市建設計画という)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定め

る都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 伊東国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下伊東国際観光温泉文化都市建設事業という)は、伊東国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的にたらし重要な意義をもつことを考へ、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならぬ。

(特別の助成)

第四條 国は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓與することができる。

(報告)

第五條 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

(計画及び事業)

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、伊東国際観光温泉文化都市事業の状況を報告しなければならない。

(伊東市長の責務)  
第六條 伊東市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、伊東国際観光温泉文化都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならぬ。

(法律の適用)

第七條 伊東国際観光温泉文化都市建設計画及び伊東国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、伊東市の住民の投票に付するものとする。  
3 この法律施行の際現に執行中の伊東都市計画事業は、これを伊東国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手続を経て、これを変更しなければならない。

伊東国際観光温泉文化都市建設法案

右の議案を提出する。  
昭和二十五年三月十日

提出者  
高山 鶴吉 天野 公義  
有田 二郎 井手 光治  
石原 圓吉 植原悦二郎  
小笠原八十美 尾関 義一  
大澤嘉平治 大野 伴陸  
岡田 五郎 岡西 明貞  
片岡伊三郎 神田 博  
木村 公平 金原 舜二  
倉石 忠雄 黒澤富次郎

近藤 鶴代 田淵 光一  
中村 幸八 永田 節  
西村 直巳 野村專太郎  
福永 健司 三宅 則義  
山本 猛夫 渡邊 良夫  
勝間田清一 小松 勇次  
河野 金昇 世耕 弘一

伊東国際観光温泉文化都市建設  
法

(目的)

第一條 この法律は、国際文化の向上を図り、世界恒久平和の理想を達成するとともに観光温泉資源の開発によつて経済復興に寄与するため、伊東市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 伊東国際観光温泉文化都市を建設する都市計画(以下「伊東国際観光温泉文化都市建設計画」という)は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第一條に定める都市計画の外、国際観光温泉文化都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 伊東国際観光温泉文化都市を建設する都市計画事業(以下「伊東国際観光温泉文化都市建設事業」という)は、伊東国際観光温泉文化都市建設計画を実施するものとする。

(事業の援助)

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業が第一條の目的に達し重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第四條 国は、伊東国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため必要があると認めるところにおいては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十八條の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を讓与することができる。

(報告)

第五條 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少くとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、伊東国際観光温泉文化都市事業の状況を報告しなければならない。

(伊東市長の責務)

第六條 伊東市の市長は、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、伊東国際観光温泉文化都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(法律の適用)

第七條 伊東国際観光温泉文化都市建設計画及び伊東国際観光温泉文化都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、日本国憲法第九十

五條の規定により、伊東市の住民の投票に付するものとする。

3 この法律施行の際現に執行中の伊東都市計画事業は、これを伊東国際観光温泉文化都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手續を経て、これを変更しなければならない。

○黒澤富次郎君 たいだいま議題となりました熱海伊東国際観光温泉文化都市法案について、提案の理由を簡単に申し上げます。

同法案はさきに国会対策委員会を経て、建設委員会に付託となりまして、ただいまこの建設大蔵両委員会の連合審査会において審議されることに相なつた次第でございます。

熱海、伊東は観光温泉地として、市の経済が観光業者によつて大部分まかなわれておる現状であります。最近外客の往来が政府発表のごとく日に増加し、文化と諸施設の面において現在のままではとうてい外来客に満足を与えることは不可能であります。先般渡米議員団の御報告を伺いまして、日本の観光事業がたいへん貧弱で、アメリカとは比べものにならない、日本は恒久平和のためにも観光事業が一層重要であることを力説強調されております。私は再度観光のことがばかり申し上げて少々おかしく感じますが、日本は学ぶところを学び、真に国際的文化国家を建設するために一番必要なのは観光事業であると存じます。さきに別府国際観光温泉文化都市法案が両院を通過いたしました。東部に近き熱海、伊東もこの際観光温泉文化都市と

してぜひ皆様にお願いをいたす次第でございます。熱海と伊東はこの法案が通過と同時に国家の援助と地元民の協力によつて国際的観光地としての使命を果し、もつて世界文化の興隆と平和親善に貢献し、かつ見えざる貿易としての外貨の獲得により、国家再建に資したいと存する次第であります。以上をもつて簡単に提案理由を申し上げます。

○渡利委員長 これより質疑に入るのであります。たいだいま建設省都市局の計画課長が出席になつておりますが、本案に關しまして当局に対する質疑があればこれを許します。

○三宅(副)委員 私は大蔵省関係のことをお伺いしたいと思つたので、管財局の方から参つておきまして、あとでまた連合審査があることと思つて、詳しく御説明を承りたいと思つておりますが、建設省の計画課長はおいででございますが、今度熱海が火災になりました關係上、相当保険もとり、また新たに狭苦しい熱海を、多少都市的に計画なさるのじやないかと思つて、これについて、今早速でありますから、詳しいことはおわかりになりますか、何かこれに對します御試案が御座りますか、承れば仕合せであります。

○八巻説明員 お答え申し上げます。昨晩火災で熱海が大分焼けましたのでその対策といたしましては、早速に考へてございせんが、大体的構想といたしましては、従来あつたふうな既成の密住都市におきましての都市計画というものは、市街が焼けるというふうな場合でない、なか／＼行われな

いのであります。そこで一般の非難の都市につきましても、大火災のあつたというふうな場合を契機といたしまして、従来考へられておつた都市計画を、その際実現して行くというふうなやり方が、われ／＼の従来の行き方であつたわけでありまして、そういういふ方面で、飯田市であるとか、あるいは秋田県の能代市というふうなところにつきましても、大火災を機会に都市計画を推進して参つたわけでありまして、今般の熱海市の大火に際しましては、われ／＼の考へておる都市計画をこの際実現して行きたいという希望は持つております。具体的に申し上げますと、熱海市におきましては、街路といふ計画としてきまつたものは、街路といひました。海岸沿ひの十五メートルの道路、それと直角に交わる、大熱海銀座と並行線の十五メートル街路といふものが計画されております。海岸沿ひの十五メートル街路につきましては、昨年度の補正予算で、すでに一部着工してございまして、その延長として今後取上げの対象になるだらうと思つております。熱海市における都市計画は、現在の程度しかきまつておりませんので、街路網につきましても、早急に主要幹線を引きなればならぬと思つております。そうして熱海市の今度の災害の直後として、さしあたり都市計画の立場からやらなければならぬ仕事は、準防火地区といふものを大体指定して、なるだけ燃えない町をつくるということを中心、準防火地区を指定するというのが第一である。それからできるだけ早く計画路線といふものです。幹線をきまして、そこには家が建たないように建築線を早



おると思いますが、その辺はどうなんでしょうか、承りたい。

○八巻説明員 そうですね、復旧事業につきましては、常にこちらから参りまして、県の職員なり市の職員なりを指導して、うまく行きますようにあつせんいたしております。

○三宅(剛)委員 私は課長にそんなことを申すのではありませんが、おおよそこういうような復旧事業につきましては、あるところではいろいろないかがわしい問題がいろいろ出て来るようなことを聞いております。もちろん多少ボスの存在もあることと思ひますが、こういうものに対しては、政府といたしましてはなるべくそういうものを排除いたしまして、厳正公平なる地位において真に国家的、もしくは大乗的の見地から指導をし、助成をしなければならぬと思ひますが、それに対しては政府はどういうふうな監督しておられますか、これをひとつ承りたい。

○八巻説明員 第一線のそうした土木事業実施の監督につきましては、それぞれ法律なり命令なりがございまして、それによつて適正に行われるように配慮しておるわけでございます。私どもといたしましては結局われわれが示した設計がその通り実施されておるかどうかが、それからまた国がもしも助成するとなれば、その助成金ははたしてその助成した目的に沿つて使われていくかどうか。そういうようなことを監督するわけでございます。しつこくして工事の請負入札であるとか、經理の面であるとか、そういうふうなところは、第一義的に工事主体たる市町村なり、あるいは府県なりの自己監督と

いうことがあるわけでありまして、またさらに会計検査院なりそうした機関による監督ということがあるわけでございます。そういう意味で、できるだけ工事の不正なり、あるいは工事の執行方法、あるいは工事の設計がその通り行つておるかどうかということにつきましては、十分監督できるし、またしなければならぬ、こう思つております。

○三宅(剛)委員 本法案の第二條に書いてあるのではありませんが、都市計画法に定められたる計画のほか国際観光温泉文化都市にふさわしい諸施設、こういうふうになつておりました、ふさわしい諸施設というのがたいへんにあるわけでございますが、今提案者がおいてなつておられますが、政府としてはどのようなことがふさわしい事業であると考へておられますか。その計画がありましてならば御参考までにお示し願ひたい、かように考へるのであります。

○八巻説明員 私まだこの法律案を実施した場合に、どういふふうなものか、ふさわしいかというところまで研究しておりませんけれども、提案者の方としていろいろと掲げてあるようでございますが、そういうものが一つの例になるのではないと思つております。

○三宅(剛)委員 あまり長く質問してもいけないと思ひますから、この辺でやめることといたしまして、あとは大蔵省関係の方がおいでになりましたときに譲るわけでありますが、最後に一つ参考までに申し上げておきますが、およそ国際観光都市ということ非常にけつこうであります、文化都市というこの文化ということにつきま

して、いろいろ範圍が広いわけでありますが、たとえば研究の施設とかあるいは娯楽機關もこれに含まれるものと思ひます。何とぞ本法案の施行にあたりましては、提案者の理由を聞かれます、どうか都市といたしまして、あまりはずかしくないような、また日本、諸外国に劣らないようによく研究してやつてもらいたい。この点について一段の御努力を賜つていただきたいと思います。政府におきましてそれだけのお心構えがおりますか、これをひとつ承りたいと思つております。

○八巻説明員 本法案が通りますれば、政府としてはこの法律案の御趣旨に沿つて、できるだけその趣旨を生かして行くというふうな努めなければならぬだらうと思つております。

○田島(ハ)委員 一、二の点でちよつとお尋ねいたしておきますが、さきに別府の国際観光温泉文化都市としての都市計画建設法が出ましたときに、おそらく今後こういうふうな要求が、熱海とか伊東その他々々出て来るのではないか、こういう疑問を持ちまして、共産党の砂間氏からいろいろな意見が本会議で述べられておりますが、相統いてここにこういう法案が出て参りました。政府といたしましては、こういう計画が次々なされますと、たとえば奈良とか京都とかその他いろいろ温泉地区、景勝地区が次々観光都市として取上げられるというふうな、いろいろ問題が起きて来ると思われるが、それに対して政府は何か一貫した方針を持つておられますか、その見通しを持つておられますか、そういう点のお考えをお伺ひいたしたいと思ひます。

○八巻説明員 ただいまのお尋ねでございますが、われわれとして、できれば観光都市全体をおしなべて、その中の重点づけをするという作業をやつてから、その裏づけになるような法案が出るという順序で行くか、非常にけつこうだといふふうな気もするのでありますが、まだそうした段階に至つておりません。かたが、国会の方からこうした法律案が出されるということは、これは国民の声として、その都市に観光都市としての重点をつけられたという意味であらうと思つておりますので、その国会の御意思を尊重して措置して行くよりしかたがないというふうな段階だと思つております。

○田島(ハ)委員 ただいまのお答えですと、やはり次から次へと出て参りますものを、重点的に取上げて行くよりしかたがないという御見解のように承りました。そうするとやはり政府としては、無方針に次々にそういうものが出来来るものを取上げるといふ御方針でありますか、その点をひとつ承りたいと思ひます。

○八巻説明員 無方針に、出て来た都市を一番の最重要のものだといふふうな考へておるわけのものではありません。都市計画の立場から、どの都市に重点を置いてやつて行くかということ、われわれとしての一つの方向といふものがあるわけでありまして、都市の復興といふ面から見まして、何よりもまずやらなければならぬのは戦災復興の問題であります。その次に非戦災の中でどういふものを重点的にやつて行くかということは、われわれ事務当局といたしましても一つの考へがあ

るわけでありまして、しかしながら一方において、国会の御意思の発動であるところのこうした法律案が出るということに対しては、その意思を十分に尊重して行きたいと思つております。

○田島(ハ)委員 先ほど三宅委員の御質問に対して、都市計画についてのお答えがありました。ただいまのお答えにもありましたように、全国八十六箇所に及ぶ戦災都市が日本にあるのであります。これらのものが統一されて、都市計画が政府としてなされるものとして考へておられますが、文化都市といつても、観光都市はたして文化都市か日本人のために日本人に使へる都市が文化都市か、ことに日本で温泉を景勝地として、日本の勤労国民が今後十分文化国家として、あるいは平和国民として利用して行かなければならぬ、こういうふうなところが、外国のたれにある意味においては切り売りされてしまつておるとも言ひ得るような状態に次々になつて行くか、これは、日本国民としても遺憾にたえないと思ひます。こういうふうな都市に対して、政府としては真に日本国民のために、日本の勤労人民のためにする文化都市としての計画を立てておられるか、それともこういうふうな要求が出て参りますれば、観光都市として、ある意味においては亡國的な外貨のかせぎ方ともいふような計画を次々にやつて行かれるか、その点をもう少しはつきり伺ひたいと思ひます。

○八巻説明員 今後の予想についてはわかりませんが、都市計画の立場といたしましては、結局都市をその性格に応じて整備して行くということが、都市計画の考へ方でございます。熱海市というものの性格が、観光都市として

の性格を持つておるといふことについては、われ／＼異論のないところでございます。

○田島(ひ)委員 ただいまの御説明によつて了承できませんけれども、提案者の方といたしましては、地元住民の方々が昨今のこの不景気な状態から何とか外貨をかぎたいといふことをあせつておられるといふ点につきまして、私どもも何らかの方法で、そういう都市の復興が一日も早くなされることを望んでおりますが、その後そういう計画が出されるというふうな、たとえば奈良とか京都とか松山とかいうようなことをもうわざ／＼聞いております。今後またそういう問題が次々に出されるという見通しについてはおわかりになつておられますか。

○八巻説明員 そういふお話はあまり具体的には聞いておりませんが、しかしわれ／＼といたしまして、京都、奈良というふうなところにつきましては、その持つ観光資源と申しますか、文化的な価値を尊重いたしまして、それらしい都市計画というものを指導して行きたいと考えております。

○護利委員長 本日はこの程度にいたしまして、次会は月曜日午前十時を予定しております。

本日はこれにて散会いたします。  
午後零時十八分散会

昭和二十五年五月十一日印刷

昭和二十五年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局